

渋川市低入札価格調査制度試行要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市が発注する建設工事において、入札価格によっては、当該契約内容に適合した履行が困難となるおそれがあると認められる場合に調査を実施した上で落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を適用する場合に必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を適用する工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式により入札を行う工事を対象とする。

(調査基準価格)

第3条 契約担当者は、対象工事を発注するときは低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。

2 前項の調査基準価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 工事の性格上、前項の設定方法により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で契約担当者が定める額とする。

(失格基準価格)

第4条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合において低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準（以下「失格基準価格」という。）を設ける。

2 前項の失格基準価格は、次のとおり算出する。

(調査基準価格) - (予定価格の10分の1)

なお、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

3 契約担当者は、工事の内容によっては失格基準価格を設けることが適当でないと判断したときは、第1項の規定にかかわらず、失格基準価格を設けないことができる。

(予定価格等調書への記載)

第5条 契約担当者は、調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、予定価格等調書（低入札価格調査用）（別記様式第1号）を作成しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、入札に当たって次に掲げる事項を周知する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
 - (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
 - (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価落札方式における総合評価点が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
 - (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
 - (5) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。
- （低入札価格調査の実施）

第7条 工事担当課長は、最高評価値者が調査基準価格を下回る金額で入札を行った場合は、次に掲げる調査・聞き取りを実施し、低入札価格調査書（別記様式第2号。以下「調査書」という。）を原則として入札日から起算して7日以内に作成するものとする。

- (1) 入札金額における積算誤りの有無
 - (2) 入札金額における法定福利費・下請経費等の計上の有無
 - (3) その価格により入札した理由
 - (4) 契約対象工事に関連する工事の状況
 - (5) 契約対象工事の履行場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (6) 手持ち資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - (7) 手持機械設備の状況
 - (8) 工事従事者の具体的体制（人員、勤務形態、勤務体制）
 - (9) その他必要な事項
- （審査委員会の設置及び審査）

第8条 前条の調査書に係る審査を行うため、低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、渋川市建設工事入札審査会の委員をもって充てる。

3 審査委員会は、原則として書面により調査書に対する意見を表示する。

4 本条に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、渋川市建設工事入札審査会設置規程（平成18年渋川市訓令第27号）に準じる。

（審査委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第9条 最高評価値者を失格とするか落札者とするかについては、審査委員会の意見を受け、契約担当者が決定する。

2 第1項により最高評価値者を失格とした場合は、当該最高評価値者の次に総合評価点が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。

3 次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第7条から前項までの手続による。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。

予定価格調書

<p>入札に付する事項</p>		
<p>予 定 価 格</p>	<p>¥ _____</p> <p>消費税及び地方消費税抜価格（参考）</p> <p>¥ _____</p>	<p>契約担当者 認 印</p>
<p>調査基準価格</p>	<p>¥ _____</p> <p>消費税及び地方消費税抜価格（参考）</p> <p>¥ _____</p>	

低入札価格調査書

所属名 _____

工 事 名	入札年月日	調査対象入札者名
入 札 価 格		
調査の相手方（職・氏名）		
調査項目	聴取内容	評価
①その価格により入札した理由 （必要に応じ入札価格の内訳書）		
②契約対象工事に関連する工事の状況		
③契約対象工事の履行場所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）		
④手持資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係		
⑤手持機械設備の状況		

⑥工事従事者の 具体的体制 (人数、勤務形態、勤 務体制)		
⑦過去に受注した類似 工事		
⑧経営状況		
⑨信用状態		
⑩その他必要な事項		
(総合評価)		

別記様式3号

第 号
〇〇 年 月 日

様

(契約担当者)

印

落札決定通知書

〇〇 年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 入札名
- 2 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 契約予定年月日 〇〇 年 月 日

担当者
電話番号

別記様式 4 号

第 号
〇〇 年 月 日

様

(契約担当者)

印

入札の結果について (通知)

〇〇 年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留して
いましたが、次のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 契約金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 4 契約予定年月日 〇〇 年 月 日

担当者
電話番号

別記様式5号

第 号
〇〇 年 月 日

様

(契約担当者)

印

入札の結果について（通知）

〇〇 年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、貴社（殿）を落札者としなことに決定しましたので通知します。

なお、落札者を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札名

2 落札者名

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約予定年月日 〇〇 年 月 日

担当者
電話番号

